ID:　451

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	承認の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市家庭系指定ごみ袋の製造等に関する規則　第11条第2項
例規番号	令和5年規則第6号

【根拠条文】

(改善の指示及び承認の取消し等)

第11条　市長は、製造者等が製造等する家庭系指定ごみ袋が第4条に定める規格に適合しないと認めるときは、当該製造者等に対しその改善等の指導及び指示(以下「指導等」という。)をするものとする。

2　市長は、前項の指導等を受けた者が当該指導等に従わないときは、当該製造者等に対する承認を取り消すことができる。

3　前項の規定により承認を取り消した場合は、市長は芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等承認取消通知書(様式第7号)により製造者等に通知するものとする。

4　第2項の規定により承認の取消しを受けた者は、直ちに承認書を市長に返還しなければならない。

5　第2項の規定により承認を取り消された場合、当該取消しにより生じた一切の損害については、市はその責めを負わないものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和5年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日